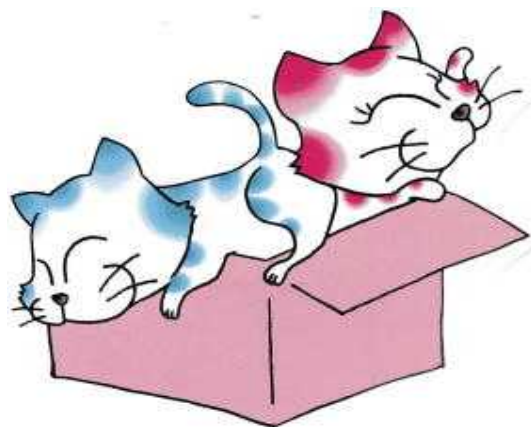


# ノラ猫 ストップ作戦

～ノラ猫を少なくするために～

飼い主が特定できない猫を対象として避妊・去勢手術に助成します。



## 対策を実施するための姿勢

猫を排除するものでなく、命あるものとして取り組む。

無制限な繁殖を防ぎノラ猫の数を減らす。

イエ猫は適正に管理する(飼養者責任)。

地域実情に応じたルールを作って取り組む。

### 【実施方法】

手数料は原則無料です  
(獣医師会がボランティア活動として実施します)

自治会全体で取り組みが決議され、ノラ猫の捕獲・収容・運搬等が出来ること

苦情等問題が発生した場合は全て自治会で処理すること

### (参考)

虐待や遺棄の禁止:「動物愛護及び管理に関する法律」(平成18年6月施行)

・愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者は「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」

・愛護動物を虐待したり、捨てたりした者は「50万円以下の罰金」

基本的な考え

人と動物が調和して共生することにより、いたわりと温もりのある地域環境作りを目指して、猫が好きな人も・嫌いな人も・関心がない人も、地域の皆さんが自分たちの住む町の問題として自主的に取り組む。



社団法人 長崎県獣医師会

諫早市貝津町3031

TEL:0957-26-3678